

何広域連合条例制定(改廃)請求署名審査録

- 二 署名審査開始 令和何年何月何日

(一) 署名簿の提出(仮提出)が地方自治法施行令第二百十二条の二にお

- いて準用する同令第九十四条第二項(第九十三条の二)の期間を経過した後であつたので、何月何日却下した。

- (二) 署名簿(第 号)に請求書(写)〔請求代表者証明書(写)〕〔請求署名収集委任状〕が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定した。

- (三) 署名簿(第 号)の様式に署名年月日(住所)(生年月日)の欄がないので、当該署名簿を無効とした。

- (四) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、選挙人名簿に登録されていないので、無効と決定した。

- (五) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、ゴム印(活字等)でなされたものであるので無効と決定した。

- (六) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、何人であるかを確認し、
 難いので、無効と決定した。

- (七) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名には、署名年月日(住所)(生年月日)がないので、無効と決定した。

- (八) 何番署名簿第(号)の何某とある署名は、何月何日何某の出頭及び証言を求めた結果、本人の自署(本人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載したもの)でないと認められるので、何月何日無効と決定した。何某の証言内容は、次のとおりである。

- (九)

四 審查終了 令和何年何月何日

五 証明の修正

- (一) 何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、詐偽(強迫)に基づく旨の申出があつたので、何月何日何某の証言を求めた結果、何某の申出を正当と認め、何月何日これを無効と決定した。申出及び証言の概略は、次のとおりである。

- (二) 何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署名の無効(有効)の決定について異議の申出があつたので、審査の結果、申出を正当と認め、何月何日これを有効(無効)と決定し、当該署名の備考欄にこの旨を記載した。審査の概略は次のとおりである。

(三)

名数何々無効署名数何々総数何々である。

の次第である。

令和何年何月何日

何広域連合選挙管理委員会

委員長
氏

委員氏

委員 氏

委員氏

書
記
氏

名

備考 選挙管理委員会の委員長、委員及び書記の氏名は自署(盲人

ることを含む。)すること。